

## 森林土木工事における「女性活躍推進モデル工事」実施要領

### (趣旨)

第1 本要領は、女性の登用の促進や女性が働きやすい職場環境の整備など、女性の活躍の場の拡大及び女性技術者等の確保・育成のために試行する「女性活躍推進モデル工事」（以下「モデル工事」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2 本要領は、宮城県が発注する治山及び林道に係る工事（以下「森林土木工事」という。）を対象とする。

### (実施方法)

第3 発注者は、モデル工事の実施に当たって、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に、その旨を明示するものとする。

2 受注者は、女性の主任技術者、監理技術者、現場代理人及び担当技術者（以下「女性技術者」という。）もしくは、女性技能者を配置するよう努めるものとする。

3 担当技術者は、受注者と直接の雇用関係があり、主任（監理）技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐する技術者とする。

4 受注者は、担当技術者に女性技術者を配置する場合は、契約締結後10日以内に、「女性担当技術者・技能者配置通知書」（別紙2）を発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、女性技能者を配置する場合は、従事する10日前までに「女性担当技術者・技能者配置通知書」（別紙2）を発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、女性技術者を配置する場合又は女性技能者が現場に就労する場合は、女性専用の快適トイレ及び更衣室を発注者と協議のうえ設置するものとする。ただし、災害復旧事業は更衣室の設置費用は計上できないことに留意すること。

6 男女別の快適トイレの設置に当たっての仕様は、「森林土木工事における快適トイレの設置費用に係る積算基準」に基づくものとする。

### (積算方法)

第4 発注者は、受注者と協議のうえ、女性専用の快適トイレ及び更衣室の設置費用について、別紙3に基づき計上するものとする。

### (工事成績考査等)

第5 発注者は、女性技術者が配置された場合又は女性技能者が就労した場合で、次に掲げる要件に該当する場合は、別紙4に基づき、当該工事の工事成績考査において加点評価するものとする。

(1) 主任技術者、監理技術者、現場代理人のいずれかに配置された場合は、全工期の50%を超える期間従事していること。

(2) 担当技術者として配置された場合、又は女性技能者が就労した場合は、担当する分野に係る期間の50%を超える期間従事していること。

(3) (1) 及び (2) の期間の対象は、着手日を指定した当該工事の場合においては、工事に着手した日までの日数を除いた期間、工事一時中止があった場合においては、その中止期間を除いた期間を対象とする。

(4) 工事現場に女性専用の快適トイレ及び仮設更衣室を設置していること。

2 発注者は、受注者が女性技術者を配置できなかった場合、又は女性技能者が就労しなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。

#### 附 則

この要領は、令和4年6月23日から施行し、令和4年7月1日以降に入札公告する森林土木工事等から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行し、令和5年9月1日以降に入札公告する森林土木工事等から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和8年2月27日から施行し、令和8年4月1日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和8年3月31日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。

## 入札公告及び特記仕様書への「女性活躍推進モデル工事」である旨の明示

### 1 入札公告への明示

女性活躍推進モデル工事は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。

#### 入札公告記載例

〇〇 その他

(〇) 本工事は、女性活躍推進モデル工事の対象である。

### 2 特記仕様書（施工条件明示書）への明示

女性活躍推進モデル工事は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示と整合を図り、齟齬の無いように留意すること。

20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無		
(1) 女性活躍推進モデル工事	● 対象	○ 対象外

実施に当たっては、森林土木工事における「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。  
 実施要領は、宮城県ホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinrin/shinrindobokukouziyouryou.html>) で確認のこと。

女性担当技術者・技能者配置通知書

令和 年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長）殿

受注者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付けで契約締結した 工事について、森林土木  
工事における「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき、女性担当技術者・技能者を下記の  
とおり定めたので、別添経歴書を添えて通知します。

記

- 1 女性担当技術者・技能者氏名
- 2 担当工種内容と予定従事期間



## 女性専用の快適トイレ及び更衣室等の設置費用に係る積算について

### 1 女性専用快適トイレ

「森林土木工事における快適トイレの設置費用に係る積算基準」に基づき、共通仮設費（営繕費）の積上げ分として計上するものとする。

### 2 女性専用更衣室

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」（平成11年7月1日付け11-13林野庁指導部長通知）に基づき、現場環境改善費の率分（営繕関係）の対象とする。  
（当初発注時に現場環境改善費の率分を計上している工事のみ）

女性技術者を配置する場合又は女性技能者が就労する場合の  
工事成績審査における加点評価

< 総括監督員 >

審査項目	細別	加点内容
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	事例番号9（その他）の項目に <u>以下のとおり記載し、加点するものとする。</u>  ■ 9. その他（理由：女性活躍推進モデル工事－女性の就労機会の拡大） + 2点